

日本電磁波エネルギー応用学会 慶弔規程

第1章 総則

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会（以下「本会」という）における会員の慶弔に関して規定するものである。

第2条 この規程は、本会の会員の慶事及び弔事に関わり、本会がその事実を確認したときの対応について適用する。

第2章 細目

第3条 本会員の慶事でその事実を本会が確認した場合、理事長が適当であると認める慶事について、当該会員の同意の基に以下のすべてまたは一部の対応を行う

1. 祝電（理事長名）の送付
2. 本会の出版物への掲載
3. 本会のホームページへの掲載
4. 上記各項について本人、家族、所属組織等から辞退の申し出がある場合にはそれに従う。

第4条 弔事の際の本会の対応は次の通りとする。

1. 理事長及び顧問、特別会員とそれらいずれかの経験者の弔事の場合、理事長名または理事長業務を代行する理事名の弔電及び生花・供花（20,000円以下）を送り本会の出版物への掲載及びホームページへの掲載を行う。
2. 現会員の弔事の場合、理事長名の弔電を送り本会の出版物への掲載及びホームページへの掲載を行う。
3. 過去5年以上の会員歴のある者の弔事の場合、理事長名の弔電を送り本会の出版物への掲載及びホームページへの掲載を行う。
4. 本条は正会員（個人）、賛助会員（個人）、及び学生会員に適用する。
5. 正会員（団体）の場合、その団体の代表者及び本会の主催イベントに参加経験のあるものを正会員（個人）と同様の対応をする。
6. 賛助会員（団体）の場合、その法人の代表者及び本会の主催イベントに参加経験のあるものを賛助会員（個人）と同様の対応をする。
7. 理事長（不在の場合、その任を代行する理事）が特別に認める場合、弔電及び費用20,000円を上限に生花・供花を送ることが出来る。
8. 上記各項について遺族、所属組織等から辞退の申し出がある場合にはそれに従う。

付 則

この規程は、暫定的に平成20年2月1日から施行し、平成20年度総会にて承認される。

制定 平成20年2月1日

改定 平成30年11月14日